Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時報道発表 関東運輸局

令和2年11月4日 自動車局旅客課

## タクシー乗車の際はマスクの着用をお願いします!

- タクシー乗車の際におけるマスクの着用は、エッセンシャル・サービスであるタクシー事業の安定的な事業の継続のため、ウィズコロナにおける新しいエチケットとして、ご理解・ご協力をお願いしているところです。
- 今般、都内の一部タクシー事業者から、「①運転手がマスクを着用していない理由を丁寧に聞き取った上で、②病気など正当な理由がない場合に限り、マスクの着用をお願いすることを基本とし、③それでも正当な理由なく、マスクを着用しない者についてのみ乗車をお断りする内容」を運送約款に規定する申請があり、本日、**運転者のみならず次に乗車する利用者の感染防止対策に資する**ものとして、**認可いたしました**。
- ただし、本約款の内容は、マスク未着用者の乗車を一律にお断りするものではな <u>く</u>、事業者が上記①~③の手続を丁寧に実施していくよう、国土交通省としても取り組んでまいります。

## (背景)

- 1. タクシーは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、感染のリスクや不安を抱えながらも、まさにエッセンシャル・サービスとして、高齢者や妊婦を含む地域住民の運送を担い、公共交通機関としての使命を果たしてきました。
- 2. 一方で、タクシー利用者の中には、酔ったままマスクを着用せずに、大声で話しながら乗車する方がいるなど、運転者が不安を抱えているとの相談がタクシー事業者から寄せられておりました。
- 3. 引き続き公共交通機関としての使命を果たしていただくためにも、タクシーの利用者には、特別な事情がある場合を除きマスクを着用していただくことや、走行中の換気をはじめとする感染拡大の予防に、ご理解とご協力をお願いしてきました。



【問い合わせ先】

自動車局旅客課 村瀬、土肥 (代表)03-5253-8111(内線 41242、41243) (FAX)03-5253-1636